

第 148 回 総会

南部町農業委員会会議録

平成 29 年 12 月 11 日開催

南部町農業委員会

第 148 回南部町農業委員会総会会議録

1. 開会年月日 平成 29 年 12 月 11 日 (月) 午後 3 時 04 分

2. 閉会年月日 平成 29 年 12 月 11 日 (月) 午後 3 時 20 分

3. 開催場所 中央公民館 町民室

4. 出席委員 (15 人)

会 長	1 番	赤 石	敏 文		
会長職務代理	10 番	中 村	文 男		
委 員	2 番	石 橋	薫	3 番	堀 内 重 男
	4 番	砂 庭	周 平	5 番	工 藤 信 仁
	6 番	佐々木	一 雄	7 番	三 浦 恵美子
	8 番	松 村	範 明	9 番	滝 田 信 彦
	11 番	河守田	雄 一	13 番	山 田 憲 幸
	14 番	川守田	雄 一	15 番	梅 内 勝 治
	16 番	奥 瀬	修 一		

5. 欠席委員 (1 人)

欠席者 12 番 野 田 清 八

6. 会議書記

事務局長 松 橋 悟
主 幹 佐 藤 慶
総括主査 沼 畑 ゆ き 子

7. 会議日程

日程第 1 会議録署名委員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 議案第 3 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 5 議案第 3 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
日程第 6 議案第 3 4 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

事務局長	<p>ただいまから、第 148 回南部町農業委員会総会を開会いたします。 はじめに、赤石会長より、ごあいさつをお願いいたします。</p>
赤石会長	<p>本日は、お忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。 さっそくですが、議事に入りますので、よろしく申し上げます。</p>
事務局長	<p>本日の出席委員は 16 名中 15 名となっております。委員定足数に達しておりますので、 第 148 回総会は成立しております。 それでは、南部町農業委員会会議規則第 7 条の規定により、議長は会長が務めること となっておりますので、以降の議事の進行は赤石会長をお願いいたします。 (午後 3 時 0 4 分)</p>
議 長	<p>それでは、これより議事に入ります。 本日の会議日程は、ご配布のとおりです。 日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、会議規則第 16 条第 1 項の規定により、議長が指名します。</p> <p>2 番 石橋 薫 委員 4 番 砂庭周平 委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第 2 会期の決定を議題にします。 本総会の会期は、本日 1 日にしたいと思っております。 これに、ご異議ありませんか。 【「異議なし」の声あり】 ご異議なしと認め、会期を本日 1 日に決定いたします。</p> <p>次に、日程第 3 諸般の報告をします。 諸般の報告については、ご配布のとおりです。 朗読は省略します。</p> <p>次に、日程第 4 議案第 3 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議 題といたします。 議案の説明を求めます。 佐藤主幹</p>

佐藤主幹	<p>議案第32号について、ご説明いたします。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請は4件で、いずれも所有権の移転に関するものがあります。</p> <p>調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。</p>
議 長	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>川守田 雄一 調査員</p>
川守田調査員	<p>14番 川守田から説明いたします。</p> <p>去る12月1日、梅内委員と中央公民館において、議案第32号及び議案第33号について、調査を行いましたので説明します。</p> <p>議案第32号についてですが、農地法第3条第2項に掲げる許可できない基準の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人の氏名・住所、経営面積、稼働人員は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番から番号4番までの申請理由は、いずれも譲渡人が農業経営規模を拡大するため申請地を取得するものです。</p> <p>調査の結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>議案第32号について、ご異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>議案第32号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第5 議案第33号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>佐藤主幹</p>
佐藤主幹	<p>議案第33号について、ご説明いたします。</p> <p>農地法第5条第1項の規定による許可申請は1件です。</p> <p>番号1番は所有権の移転に関する件であります。</p> <p>なお、別紙資料に案内図及び配置図を添付しておりますので、ご参考ください。</p> <p>調査内容については、農地調査員から説明していただきます。</p>
議 長	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>川守田 調査員</p>

川守田調査員	<p>議案第 3 3 号について、農地法第 5 条第 2 項各号に掲げる転用許可の基準に基づき、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人の氏名・住所は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の申請理由は、譲受人が物置を建築するため、譲渡人から申請地を譲り受けるものです。</p> <p>調査の結果、転用内容は転用許可基準に照らし、許可相当と認められます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。</p> <p>佐藤主幹</p>
佐藤主幹	<p>番号 1 番について、補足いたします。</p> <p>申請地の位置ですが、南部・大向地区で、南部町役場から南西約 12km、三戸駅から約 150m の距離に位置し、周囲は宅地となっています。</p> <p>農地区分については、「住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連担している区域」と認められることから、第 3 種農地と判断されます。</p> <p>第 3 種農地の転用は、許可することができることから、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。</p> <p>以上、補足説明を終わります。</p>
議 長	<p>議案第 3 3 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 3 3 号については、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付することに決定いたします。</p> <p>次に、日程第 6 議案第 3 4 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。</p> <p>ここでは、14 番 川守田 雄一 委員の関係している事案が含まれていますので、農業委員会法第 24 条の規定に基づき、議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室・着席していただきます。</p> <p>ここで川守田 雄一 委員の退席をお願いします。</p> <p>(午後 3 時 1 5 分退席)</p> <p>議案第 3 4 号について朗読と説明を求めます。</p> <p>佐藤主幹</p>

<p>佐藤主幹</p>	<p>議案第34号について、ご説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、7件です。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項で規定する「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の利用目的は田、期間は3年、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号2番の利用目的は田、期間は5年、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号3番の利用目的は畑、期間は6年、10a当たりの賃借料は年額1,968円です。</p> <p>番号4番の利用目的は畑、期間は1年、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号5番の利用目的は畑、期間は5年、10a当たりの賃借料は年額6,374円です。</p> <p>番号6番の利用目的は田、期間は9年10ヶ月、10a当たりの賃借料は年額14,138円です。</p> <p>番号7番の利用目的は畑、期間は10年、使用貸借による権利設定です。</p> <p>以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第34号について、ご異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第6 議案第34号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>ここで川守田 雄一 委員の入室を求めます。 (午後3時20分入室)</p> <p>以上で、本日の日程は全部終了いたしました。 第148回南部町農業委員会総会を閉会いたします。 ごくろうさまでした。</p> <p style="text-align: right;">(午後3時20分)</p>

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年12月11日

南部町農業委員会会長

南部町農業委員会委員

南部町農業委員会委員